

| No | 問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度とは何か。 | 発災直後～災害急性期の医療提供体制を確保するため、特定の病院に勤務していない医師・看護師の方に、居住地の最寄りの災害拠点病院等において医療活動を支援していただく和歌山県独自の制度です。 |
| 2 | 地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度によってどのような効果が得られるのか。 | 災害発生直後は、負傷者が病院に殺到し、病院で提供可能な医療の容量を上回ってしまう恐れがあります。また、発災の時間帯によっては病院内に十分なスタッフが揃っておらず、病院職員やDMAT等支援チームが到着するまでの間、人手が不足することも予想されます。地域災害支援医師及び地域災害支援看護師（以下「地域災害支援医師等」と言う。）がトリアージや軽症患者対応等の支援を行うことで、病院職員が重症・中等症の患者対応に専念でき、より多くの命を救うことが可能となります。 |
| 3 | どこでどのような活動を行うのか。 | 制度への応募時に、参集先となる病院のリストの中から、参集意向の病院を選んでいただきます。 災害時には、参集先として選択した病院において、トリアージや軽症患者等の治療、看護、ケアを担っていただきます。 なお、準備のできた地域から取組を進めておりますので、参集先として選択できる病院数は今後増加する可能性があります。 |
| 4 | どのような災害発生時に活動を行うのか。 | 「和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度要綱」（以下「要綱」と言う。）第9条の規定により、以下のいずれかに基づいて県から活動の要請を行います。 ①地震が発生し、県内で震度7を記録したとき ②その他地域災害支援医師等を参集し、対応することが効果的であると認められるとき なお、県からの活動要請の伝達には一定の時間を要することが考えられますので、要請を待たずに自主参集いただいた場合、要綱第9条第2項の定めにより、参集先病院の長からその報告を受け、必要と認められるときには、地域災害支援医師等の活動とみなすこととしております。 |
| 5 | 地域災害支援医師等に認定されていない者が病院の支援を行ってはいけないのか。 | 本制度は、別の取り組めに基づく支援や、各人のボランティア等による支援活動を妨げるものではありません。 災害時の医療支援に関する取組は多数あり、それぞれで目的や活動内容、身分保障等が異なりますが、地域災害支援医師等として活動いただいた場合には、本制度に基づく身分保障等が適用されることとなります。 |
| 6 | 災害時の支援活動は既に自治体や他機関と取り決めをしているが、地域災害支援医師等としての活動を最優先しないといけないのか。 | 普段の勤務場所での診療の継続や勤務、または従前より決められている支援活動がすぐに開始できる状態であれば、そちらを優先いただいても構いません。 また、ご自身やご家族の安全が確保されていない場合も、無理に本制度による活動を行っていただく必要はありません。 |

| No | 問 | 回答 |
|----|--|--|
| 7 | 市町村と医師会で災害時の医療救護活動に関する協定を締結しているが、当該事業のために改定する必要があるか。 | このような取組を県がやっていると認知いただければ、本事業のために既存の協定や体制の見直しまでを求めるものではございません。 |
| 8 | 活動期間はどれくらいを見込んでいるのか。 | DMATをはじめとした支援チーム等による医療提供体制が確保されるまでの間（発災直後～3日程度を目安）に活動いただくことを想定しています。現場統率者の指示により、地域災害支援医師等同士で交替を行いながら、必要な期間活動いただきたいと思います。 |
| 9 | 参集要請基準を震度7としている理由は。県内のどこかで震度7になれば県内全域が参集対象となるのか。 | 東海・東南海・南海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応を想定しているため震度7という基準にしています。また、エリアごとに参集基準を分けるのは難しく、震度7であれば県内の他の地域でも相当の震度を記録していることが予想されますので、全域を参集対象とすることを考えております。 |
| 10 | 県からの要請前に自主的に参集して活動した場合、地域災害支援医師等としての活動として認められるのか。 | 制度要綱第9条第2項の定めにより、参集先病院の長から自主参集の報告を受け、必要と認められるときには、地域災害支援医師等の活動とみなすこととしております。 |
| 11 | 県からの要請に応じられなかった場合、認定の取り消しやその他罰則等が生じるのか。 | 普段の勤務場所での診療の継続や勤務、または従前より決められている他の支援活動がすぐに開始できる状態であれば、そちらを優先いただいても構いません。また、ご自身やご家族の安全が確保されていない場合も、無理に本制度による活動を行っていただく必要はありません。そのため、単に要請に応じられなかったことを理由に、認定の取り消しやペナルティの付与を行うことはございません。 |
| 12 | 診療所と居住地が離れているため、参集意向の病院を複数選択できるようにしてほしい。 | 災害発生直後にスムーズな支援活動を行うには、平時から参集先病院との顔の見える関係性を構築しておくことが重要です。そのためにも、参集先の病院を1つ選択のうえ、そこで研修や訓練を受けていただくスキームとしております。複数の病院に支援に入っていただけるような制度運用については、今後検討してまいりたいと考えております。 |
| 13 | なぜ研修を受けないと認定してもらえないのか。 | 災害時は、初対面の人たちと共同で活動を行わなければなりません。その際、個々の判断で活動がなされると、かえって現場の混乱を招いてしまう恐れがあります。1人でも多くの命を救うためには、全員が共通の知識・理解のもと医療救護活動を行うことが重要です。そのため、研修を通じ、必要なスキルを習得・再確認していただきたいと思います。 |

| No | 問 | 回答 |
|----|---|--|
| 14 | 研修を受けてから地域災害支援医師等として活動できるかどうかを判断したい。 | 研修は、あくまで「地域災害支援医師等として活動する意思のある方」を対象に、実際に活動いただくための知識や技能を習得してもらうことを目的に実施したいと考えております。 また、参集先病院にとっても、地域災害支援医師等になるかどうか未定の方に対して研修を行わなければならなくなり、負担が大きくなってしまいますため、先に地域災害支援医師等への応募を行っていただくこととしております。 |
| 15 | 都合で研修の一部又は全部を受けられなかった場合、認定してもらえないのか。 また、研修自体が開催されなかった場合も認定してもらえないのか。 | 問6の理由により、研修の全行程を修了した方を認定させていただくこととしております。 県としても、なるべく多く研修の機会を確保できるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 |
| 16 | 研修の実施方法は。 | web動画視聴による講義（計4時間程度）と、参集先となる病院での実習の実施を予定しています。研修内容の詳細は別添プログラム案をご参照ください。 なお、講義はご自身の都合の良いタイミングで視聴いただいたうえ、テストをご提出いただくことで受講確認をさせていただきます。 いずれも準備が整い次第、順次ご案内させていただきます。 |
| 17 | 実習はどれくらいの時間を想定しているか。 | 参集先となる病院によって内容が変動するため、凡そ2時間～半日程度のものと予想しております。 |
| 18 | 研修は1回受ければよいのか。 | 1度の受講で地域災害支援医師等として認定させていただきます。 なお、習得した知識・技能維持のため、継続的に地域の災害医療訓練などにご参加くださいますようお願いいたします。 |
| 19 | 過去の同様の研修や訓練への参加実績を以て認定を受けることはできないのか。 | 地域災害支援医師等として統一的な内容で人材養成を行うことが必要と考えております。お手数ですが、今回の研修を別途ご受講くださいますようお願いいたします。 |